平成２９年（フ）第４３号
岩手県奥州市水沢区字後田43番地１　Ｋ号
債務者　江本東順こと　黄　　東順
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第４４号
岩手県奥州市水沢区字後田43番地１　Ｋ号
債務者　江本京子こと　柳　　京子
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第４８号
岩手県奥州市水沢区泉町８番４号　メゾン・アーバン　Ｅ棟、旧住所岩手県奥州市水沢区字北田109番地１　後藤アパート８号棟　126号室
債務者　佐々木千浩
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第４９号
岩手県奥州市水沢区佐倉河字東沖ノ目10番地９、旧住所茨城県筑西市市野辺368番地14　グリーントップ２号棟102
債務者　尾形　幸敏
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第５０号
岩手県奥州市江刺区豊田町２丁目１番44―３号
債務者　佐藤眞由美
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第５２号
岩手県奥州市水沢区黒石町字二渡618番地イ号
債務者　佐々木弘美
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第３８７５号
大阪市港区南市岡３丁目10番13―206号、前住所大阪市此花区北港白津２丁目１番56号
債務者　小山　　強
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９４７号
大阪府池田市西本町６番６号　303号
債務者　西澤世莉奈
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２４号
岡山市中区穝71番地８グランコート穝Ｖ番館203
債務者　金見　　貢
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月22日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３２１号
岡山市南区福田312番地１　プレアール福田305、旧住所岡山市南区新保1164番地１　サーパス新保801号
債務者　中田　耕一
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３３０号
岡山県玉野市滝938番地２
債務者　柘植　　薫
1　決定年月日時　平成29年９月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月29日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３３８号
岡山市南区妹尾876―14　メゾンことぶき２―Ａ、住民票上の住所岡山県津山市一宮３番地１　田中コーポ301
債務者　竹内　　肇
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３５４号
岡山市南区西高崎69番地７
債務者　原野　裕行
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第２８７号
兵庫県加古川市加古川町寺家町５番地の10　マンションせき３号、開始決定時の住所兵庫県加古川市加古川町西河原６番地の10
破産者　黒崎　裕史
1　決定年月日　平成29年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３７５号
鹿児島県鹿児島市谷山中央６丁目29番11号
破産者　泊　みゆき
1　決定年月日　平成29年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１４１号
福島県郡山市安積４丁目177番地　横堀ハイツ201号、開始決定時の住所福島県須賀川市池ノ下町80番地26（前々住所）福島県須賀川市向陽町1002番地
破産者　日下部哲夫
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係